

## 高知県看護師等養成所運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県条例第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県看護師等養成所運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 県は、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う看護師等養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。）の運営事業に要する経費に対して補助する。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (3) 健康保険組合及びその連合会
- (4) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (5) 学校法人及び準学校法人
- (6) 医療法人
- (7) 一般社団法人及び一般財団法人
- (8) 独立行政法人

2 前項第6号及び第7号については、学校教育法第130条第1項の規定による専修学校の認可又は同法第134条第2項の規定により読み替えて準用する同法第4条第1項前段の規定による各種学校の認可を受けることのできる者に限るものとする。ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあっては、この限りでない。

### (補助対象経費及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助額は、別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に別表第3に定める乗じる率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、1通を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額に変更がない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (11) 補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第2号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (12) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (13) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (14) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(情報の開示)

第8条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、正1通及び副2通を当該年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までとする。

2 補助事業者は、第5条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和56年8月25日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月20日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年8月31日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年9月12日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年11月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年12月25日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年5月9日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年5月8日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年5月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月31日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年9月18日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年9月12日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年10月5日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年10月22日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月12日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年12月25日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年1月9日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 基準額	2 対象経費
<p>看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>1 保健師養成所</p> <p>(1) 基準額A ア、イ、ウ及びエの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1箇所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員<sup>(注1)</sup>が20人を超える養成所において、専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分<sup>(注2)</sup>として1箇所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数<sup>(注3)</sup>に1人当たり12,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B ア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業<sup>(注4)</sup>実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業<sup>(注4)</sup>実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>2 助産師養成所 (1年間教育を行うもの)</p> <p>(1) 基準額A ア、イ、ウ及びエの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1箇所当たり 8,284,000円</p> <p>イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1箇所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B ア、イ及びウの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	<p>看護師等養成所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 教員経費</p> <p>(1) 専任教員給与費</p> <p>(2) 専任教員人当庁費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）及び福利厚生費</p> <p>(3) 部外講師謝金</p> <p>(4) 委託料（(1)から(3)までに掲げるものに該当するものとする。）</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1) 専任事務職員給与費</p> <p>(2) 委託料（(1)に掲げるものに該当するものとする。）</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1) 事業用教材費</p> <p>(2) 臨床実習経費（消耗器材に要する経費）</p> <p>(3) 委託料（(1)及び(2)に掲げるものに該当するものとする。）</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1) 報償費（実習施設謝金）</p> <p>(2) 委託料（(1)に掲げるものに該当するものとする。）</p> <p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費</p> <p>(1) 実習体制支援経費（賃金、需用費（燃料費、消耗品費及び修繕費）、役務費（保険料及び手数料）、備品購入費（単価30万円未満の備品に限る。）並びに使用料及び賃借料</p> <p>(2) 看護職員養成確保促進経費（旅費、需用費（印刷製本費及び食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）並びに使用料及び賃借料</p> <p>(3) 委託料（(1)及び(2)に該当するものとする。）</p> <p>6 新任看護教員研修事業実施経費</p> <p>部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び会議費）、役務費（通信運搬費及び雑役務費）及び備品購入費</p>

1 基準額	2 対象経費
<p>ウ 助産師学生実践能力向上事業<sup>(注4)</sup> 実施施設について1箇所当たり 4,510,000円</p> <p>(2年間で教育を行うもの)</p> <p>(1) 基準額A ア、イ、ウ及びエの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1箇所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円 ウ 事務職員分として1箇所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり141,800円を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B ア、イ及びウの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設について1箇所当たり 4,510,000円</p> <p>3 看護師(3年課程)養成所 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A ア、イ、ウ、エ、オ及びカの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1箇所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として1箇所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業<sup>(注4)</sup> 実施施設1箇所当たり 1,087,000円</p>	<p>7 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費及び代替教員雇上経費</p> <p>8 助産師学生実践能力向上事業実施経費 部外講師謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費及び会議費)、役務費(通信運搬費及び雑役務費)、備品購入費並びに使用料及び賃借料</p> <p>(注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4号、第4条第1項第4号、同条第2項第4号又は第5条第4号に規定する保健師、助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。</p>

1 基準額	2 対象経費
<p>(2)基準額B ア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制)</p> <p>(1)基準額A ア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1箇所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1箇所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1箇所当たり 1,087,000円</p> <p>(2)基準額B ア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>4 看護師（2年課程）養成所 (全日制)</p> <p>(1)基準額A ア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1箇所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を越える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1箇所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p>	

1 基準額	2 対象経費
<p>オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業 実施施設1箇所当たり 1,004,000円</p> <p>(2)基準額B 次のア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(定時制)</p> <p>(1)基準額A ア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第2に定める調整率を 乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1箇所当たり 10,417,000円</p> <p>イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1箇所当たり 402,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり17,600円を乗じて得た額</p> <p>オ ヘキ地等の地域における養成所に対する重点的支援事業 実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2)基準額B ア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p> <p>(通信制)</p> <p>(1)基準額A ア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第2に定める調整率を 乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1箇所当たり 17,081,000円</p> <p>イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円</p>	



1 基準額	2 対象経費
<p>ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円</p> <p>エ 事務職員分として 536,000円</p> <p>オ 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて得た額</p> <p>(2)基準額B ア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	
<p>5 准看護師養成所</p> <p>(1)基準額A</p> <p>ア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表第2に定める調整率を乗じて得た額</p> <p>ア 養成所1箇所当たり 8,080,000円</p> <p>イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>ウ 事務職員分として1箇所当たり 536,000円</p> <p>エ 生徒数に1人当たり13,100円を乗じて得た額</p> <p>オ へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(2)基準額B ア及びイの合計額</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり 340,000円</p> <p>イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり 147,000円</p>	

1 基準額	2 対象経費
<p>(注) 1 総定員は、生徒が在籍しない学年も含む全学年の定員数とする。</p> <p>2 事務職員は、1 学年定員80人以上の養成所において、庶務、会計、教務、図書管理等の事務に2人以上専任としての位置付けがなされている場合に限る。</p> <p>3 生徒数は、当該年度の4月15日現在における人員又は生徒が実在する学年の定員のいずれか少ない方とする。</p> <p>4 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業、新任看護教員研修事業、看護教員養成講習会参加促進事業及び助産師学生実践能力向上事業は、別表第4のとおりとする。</p>	

別表第2

看護師等養成所の定員数	調整率
定員 181 人以上	0.92
定員 161 人以上 180 人以下	0.94
定員 121 人以上 160 人以下	1.00
定員 81 人以上 120 人以下	1.02
定員 80 人以下	1.04

(注) 生徒が在籍しない学年を除く全学年の定員数とする。

別表第3

看護師等養成所の前々年度 新規卒業者の県内就職率	乗 じ る 率
定着率 80%未満	0.94
定着率 80%以上 85%未満	0.97
定着率 85%以上	1.00

(注1) 別表第1の第1欄に定めた各看護師等養成所の1から5における合計額に対して、別表第3の第1欄に定める率を乗じること。

(注2) 県内就職率は、各看護師等養成所の県内就職割合(県内就職者÷全就職者数)とする。

(注3) 既卒者が存在しない各看護師等養成所は、乗じる率を1.00とする。

## 別表第4

### (1) へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業

#### ア 目的

この事業は、へき地等の地域及び看護職員不足地域に所在する看護師及び准看護師養成所における実習体制の支援及び学生募集、就職相談等地域の医療機関等との協力、連携体制の構築を支援し、それらの地域の看護職員の確保に資することを目的とする。

#### イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）のうち、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く）（以下「看護師等養成所」という。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他都道府県知事の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けている者に限るものとする。

#### ウ 事業内容

次に掲げる地域における看護師及び准看護師養成所の実習を効率的、効果的に行うため、実習施設への交通手段の借上げ等を行い、実習体制の充実を図り資質の高い看護職員の養成を図るとともに、併せて、当該地域における看護職員の確保を図るため、学生募集、就職相談等地域の実情に即した取り組みを行うものとする。

##### (ア) へき地等の地域

人口5万人未満の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するものとする。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づき、当該市町村の合併が平成17年度又は平成18年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く9年度について、当該市町村の合併が平成19年度又は平成20年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く7年度について、当該市町村の合併が平成21年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度については、なお従前の例による。

- a 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第5号）第2条第1項に規定する地域
- b 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- c 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- d 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村

##### (イ) 看護職員不足地域

一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏

### (2) 新任看護教員研修事業

#### ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、看護教員としての基礎がつくられる新任の専任教員（以下「新任教員」という。）に対する研修体制の構築を促進することにより看護教員の質の確保・向上を図ることを目的とする。

（注）新任教員とは、専任教員として初めて看護師等養成所に就労する者をいう。

## イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）のうち、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他都道府県知事の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けている者に限るものとする。（助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りでない。）

## ウ 事業内容

- (ア) 受講対象者は新任教員とする。また、他の看護師等養成所の新任教員を受け入れて実施することも可とする。
- (イ) 研修内容については、新任教員に求められる能力（教育実践能力、学生指導能力、コミュニケーション能力、看護実践能力等）に関する研修とし、次の表に掲げる研修内容を参考に実施すること。

### (参考) 研修内容の例

研修項目	研修内容	研修方法
教育実践能力	授業計画の立案、教育方法の検討等授業設計、方法及び評価に関すること。	講義及び演習
学生指導能力	学生把握、学習指導、生活指導、健康管理、個別相談等の場面での指導方法に関すること。	講義及び演習
コミュニケーション能力	人間理解、人間関係構築、カウンセリング等の方法に関すること。	講義及び演習
看護実践能力	臨床現場における自らの専門領域及び担当領域での短期研修等による看護技術の実践及び最新の医療知識の獲得に関すること。	講義、演習及び臨地実習

## (3) 看護教員養成講習会参加促進事業

### ア 目的

この事業は、看護師等養成所において、既に教員となっている看護教員養成講習会（教務主任養成講習会を含む。）未受講者の受講を促進し、看護職員の養成に携わる者として必要な知識、技術を修得させ、看護教育の充実向上を図ることを目的とする。

### イ 実施主体

この事業の実施主体は、看護師等養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）のうち、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他厚生労働大臣の認める者とする。ただし、医療法人並びに一般社団法人及び一般財団法人については、学校教育法第124条の規定による専修学校又は同法第134条の規定による各種学校の認可を受けている者に限るものとする。（助産師養成所及び保健師助産師看護師法により指定を受けた看護師2年課程（通信制）の学校又は養成所（学校教育法第1条に規定する学校は除く。以下「看護師養成所2年課程（通信制）」という。）にあつてはこの限りでない。）

#### ウ 事業内容

平成 27 年 1 月 6 日医政発 0106 第 6 号厚生労働省医政局長通知「看護教員に関する講習会の実施要領について」に基づき実施される専任教員養成講習会又は教務主任養成講習会に教員を受講させる看護師等養成所を対象とする。

### (4) 助産師学生実践能力向上事業

#### ア 目的

この事業は、助産師養成所における演習及び実習体制の充実を図り、質の高い助産師の養成を行うことを目的とする。

#### イ 実施主体

この事業の実施主体は、保健師助産師看護師法により指定を受けた助産師養成所（学校教育法第 1 条に規定する学校を除く。）のうち、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業会を除く。）、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、医療法人、一般社団法人及び一般財団法人並びにその他都道府県知事の認める者とする。

#### ウ 事業内容

助産師学生の実践能力向上を図るために実施する演習及び実習とし、次に掲げる内容を参考に実施すること。

〈演習・実習内容の例〉

- ①妊娠期の診断能力を強化するために実施する
  - ・超音波検査の演習
  - ・妊娠期の事例を継続的に実習
- ②分娩時の応急処置能力を強化するために実施する
  - ・新生児シミュレーターを用いたアセスメント演習
  - ・新生児救急シミュレーターを用いた救急時を想定した演習
- ③女性のライフサイクルに合わせたケア能力を強化するために実施する
  - ・女性外来や不妊外来、思春期外来等の関連する外来等での実習
  - ・女性の性と生殖を目的とした健康教育及び保健指導に関する演習・実習